

令和3年度 商店街活性化事業費補助金 (店舗魅力向上型) 応募の手引き

募集期間

令和3年8月17日(火)～令和4年1月7日(金)

(1次締切 10月1日(金) 2次締切 11月19日(金) 最終締切 1月7日(金))

※ 応募に当たっては、事前に、商工会議所・商工会・中小企業支援センター等の支援を受けて、事業計画（商店街のビジョン、事業内容等）を決定しておく必要がありますのでご注意ください（詳しくは「8 補助制度の流れ」参照）。

目的

広島市では、商店街の皆様が取り組む、魅力ある個店づくりや会員店舗の売上回復、事業継続を支援する新たな事業等を募集し、選ばれた事業に補助金を交付する制度を設けています。

この制度は、商店街の買い物の場としての機能（商機能）の強化により、商店街の活性化を図ることを目的としています。

《申請受付・問い合わせ先》

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市 経済観光局 産業振興部 商業振興課

電話：082-504-2318 ファックス：082-504-2259

Eメール：syogyo@city.hiroshima.lg.jp

1 補助対象者

- 1 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
 - 2 事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会
 - 3 中小商業者を主たる構成員とする任意の商店会等で、規約等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる団体（ただし、原則として10人以上で構成され、1年以上事業活動を継続しているものに限ります。）
 - 4 NPO 法人、TMO（まちづくり会社等）、社会福祉法人、実行委員会、商工会、商工会議所、前記団体の青年部・女性部・有志グループ・構成員 等
- （注）4の団体が補助申請を行う場合は、対象商店街の同意を得たうえで、対象商店街と共同で補助申請を行うことが条件となります。

2 補助対象事業

商店街等が主体となって、商工会議所・商工会による支援や広島市中小企業支援センター「商店街等活性化支援アドバイザー派遣」又は申請者が独自で選定した専門家からの支援等を受けて、会員店舗の魅力向上や売上回復に取り組む事業

※3店舗以上が事業に参加する必要があります。

《想定される取組例》

- ・顧客ニーズに沿ったこだわりの逸品を揃え、集客を目指す商店街での店舗の改装
- ・バリアフリー化を目指す商店街における店舗の改装
- ・会員店舗の紹介を主体とした商店街マップの作成やHPの作成
- ・会員店舗（全体）に関わる共同施設整備（ベンチ設置、HP作成、Wi-Fi設置など（運営費は除く））
- ・会員店舗の集客を目的としたイベント実施など、会員店舗の売上回復や事業継続を支援する取組
- ・感染症防止対策や新しい生活様式に関連した事業（マスク・消毒液・飛沫防止シート等の購入）
- ・その他、補助対象事業となる場合もありますのでご相談ください。

注1 以下のような事業は対象となりません。

- ・専ら営利を目的とした事業や、特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利する事業
- ・広島市商店街振興事業補助金交付要綱に基づく補助を受けて実施した施設整備事業で、当該事業の実施後3年を経過していないもの
- ・事業の内容が、道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に抵触するもの
- ・地域住民等の理解又は協力を得る見込みのない事業
- ・その他市長が適当でないと認める事業

注2 同一団体の同一の事業に対しては、一回のみ応募することができます（共同設備以外）。

ただし、すでに補助を受けた取組内容であって参加店舗が異なる場合は、別事業として応募可能です。

3 補助対象経費

補助対象事業の実施に必要な以下のような経費が対象となります。

| 項 目 | 内 容 (留意点) |
|---------|--|
| 店舗工事費 | 店舗を改装するために必要な工事費、既存設備の廃止に伴う機械装置・器具・備品の処分費 |
| 備品整備費 | 看板や手すりなど、使用目的が限定できる備品の購入や整備にかかる費用 |
| 謝礼金等 | 外部から招く講師やアドバイザー等への謝礼金や旅費 |
| 消耗品費 | 資料、紙類、文房具の購入、印刷・コピー代など |
| 通信運搬費 | 資料送付に必要な切手代や宅配料など |
| 委託料 | 専門知識・技術等を要する業務を外部に委託する費用（ただし、スタッフで対応可能な業務は除くこと。） |
| 広報費 | チラシ作成、インターネット広告、新聞広告掲載等 |
| 使用料・賃借料 | 会場使用料、機材レンタル料等（必要最低限の額に抑えること。） |
| その他 | その他事業を行う上で必要不可欠であると認められるものの経費 |

㊤ 以下のような経費は対象となりません。

対象経費にかかる消費税（注1）、事務所経費や総会等会議開催費など団体の基礎的な運営に要する経費、商品の原材料や商品の仕入れに係る経費、人件費、飲食費、旅費、他の事業に転用可能な備品（パソコン・カメラ等）

（注1）ただし、以下のような事業者は補助対象経費に消費税を含めることができます。

- 1 消費税法における納税義務者とならない事業者
- 2 免税事業者である事業者
- 3 簡易課税事業者である事業者
- 4 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の事業者
- 5 国又は地方公共団体の一般会計である事業者
- 6 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

4 補助金額

補助金の補助率及び補助限度額は、1事業あたり次のとおりです。

| 補 助 率 | 補助限度額 |
|---------------|------------------------------------|
| 補助対象経費の3分の2以内 | 70万円 (店舗の改装を伴う場合、1店舗当たりの上限10万円) |

※ 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

5 補助対象期間

補助金交付決定通知の日から令和4年3月31日まで

㊤ 原則、補助金交付決定通知の日より前に事業に着手したり（契約・発注・工事など）、支払をした場合、補助対象外となります。ただし、正当な理由がある場合は、事前着手が可能となる場合もありますので、事前に商業振興課までご相談ください。

6 対象となる店舗

以下の条件を全て満たすこと。

①中小企業基本法で定める中小企業者（みなし大企業を除く）が市内で営む店舗である。

※ 中小企業者とは

（業種：従業員規模・資本金規模）

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

詳しくは、中小企業庁ホームページでご確認いただくことが出来ます。

※ みなし大企業とは

・発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（上記中小企業者以外の者、以下同じ）が所有している中小企業者

・発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

・大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

②補助対象の商店街の会員店舗である。

③公序良俗に反する営業や特定の宗教・政治団体と関わる活動を行っていない。

④風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行っていない。

⑤暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者でない。

⑥ 申請後、補助事業が完了する日までの間に、①～⑤の条件を満たさなくなった店舗に係る経費については、補助対象外となり、補助金の返還の対象となります。

7 補助金の交付等

1 補助事業の申請

補助金の交付を受けようとする団体は、補助事業申請書等の必要な書類を広島市経済観光局産業振興部商業振興課へ提出してください。

2 決定方法

(1) 申請書類の要件審査

申請のあった補助事業について、経済観光局において、広島市が定める「広島市商店街振興事業補助金交付要綱」等の規定に即したものであるかを要件審査します。この段階で不採択となった団体には、理由を付して不採択の通知書を送付します。

(2) 補助金審査会での審査

(1)の要件審査を経て、経済観光局において組織する補助金審査会において、申請者から提案された事業について、商店街のビジョンや取組内容・事業効果等の項目について審査します。

《審査会の審査基準（50点満点）》

| | 項目（配点） | 審査に当たってのポイント |
|---|-------------------|---|
| 1 | 商店街のビジョン （10点） | 商店街のビジョンは、地域特性や商店街の強み、店舗の実情等を的確に分析し、策定されているか。また、買い物場やコミュニティの場としての役割を果たすものとなっているか。 |
| 2 | 顧客及び店舗像 （5点） | 商店街がターゲットとする顧客は明確・的確となっているか。また、商店街がターゲットとする顧客に求められる店舗像となっているか。 |
| 3 | 取組内容 （10点） | 取組内容は、商店街がターゲットとする顧客のニーズに沿うものとなっているか。 |
| 4 | 計画の熟度・実現性 （5点） | スケジュールは、具体的に設計されているか。また、補助金以外の自主財源の確保が十分に見込めるか。 |
| 5 | 店舗の理解と協力 （5点） | 商店街のビジョン及び事業内容について、店舗の理解と協力を得られているか。 |
| 6 | 先駆性・発展性 （5点） | 事業内容は、当該商店街における新しいアイデアや視点を盛り込んだものになっているか。また、今後の事業展開の中での位置付けが明確で、発展性があるものとなっているか。 |
| 7 | 事業効果 （10点） | 期待される効果及びその根拠が明確なものとなっているか。 |

(3) 補助事業の決定

補助金審査会での審査結果を踏まえ、補助事業を決定します。事業が採択された申請者には、補助事業採択通知書を、不採択となった申請者には、補助事業不採択通知書を送付します。また、補助事業が採択された申請者については、広島市ホームページ等において、商店街名、団体名、事業内容の概要等を公開します。なお、採択に当たっては、事業の一部変更を条件にする場合があります。この場合、採択額が申請額と同額にならない場合があります。

3 補助金の交付

(1) 補助金の交付申請

2の(3)の補助事業採択通知書を受け取った者は、商業振興課の指示に従い、補助金交付申請書等の必要な書類を提出してください。補助金は、補助金交付決定通知書を送付後、概ね1か月以内に指定の口座へ概算額を振り込みます。

(2) 事業計画、予算の変更

補助金交付決定通知書を受け取った後、商業振興課に申請した内容に変更が生じる場合は、すみやかに連絡してください。内容によっては、事業計画変更申請書等を提出していただく場合があります。

(3) 事業の実績報告

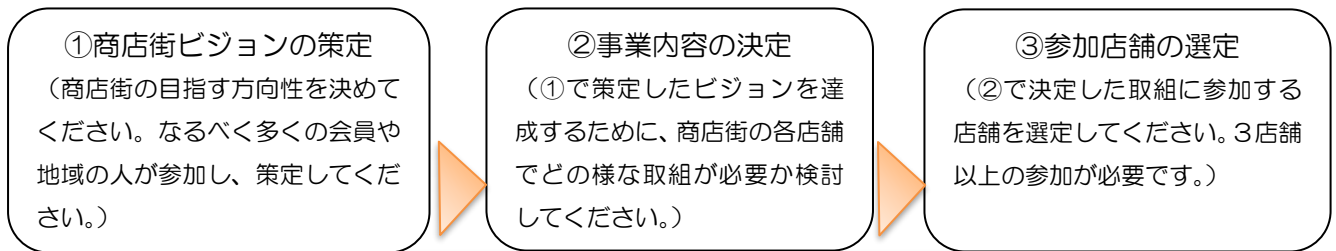
事業計画書に記載している取組内容の実施及び実施に伴う経費の支出が全て終了した日から10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、商業振興課に補助事業実績報告書等所定の書類を提出し、実績報告を行ってください。

商業振興課での書類のチェックの結果、事業内容等が適切に実施されたと認めたときは、補助金交付確定通知書により通知し、その際に補助金に過金が生じる場合は、これを返納していただきます。

8 補助制度の流れ

【応募まで】★補助金の申請予定者は、応募締切までに①～③を実施してください。

★9提出する書類の1(2)の事業計画書を作成してください。

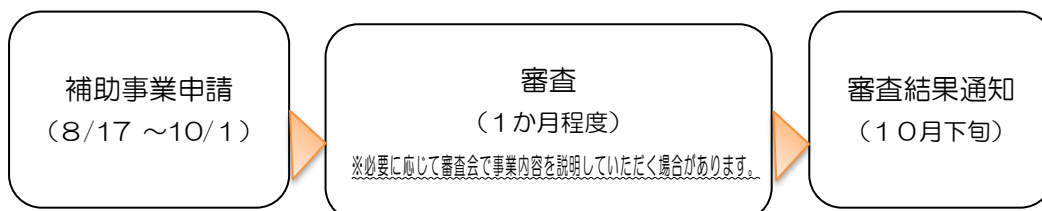


≪必須≫ 商工会議所、商工会、中小企業支援センター(※)等による助言等の支援

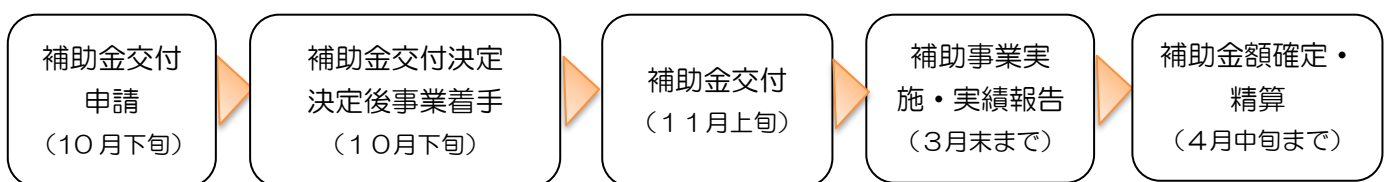
※連絡先は9ページをご覧ください。

※支援内容は、申請後、各機関から本市へ情報提供されます。

【応募から選定まで(予定)※1次締切の場合】



【選定後から事業実施、補助金交付まで(事業採択団体のみ)】



9 提出する書類

1 補助事業申請時

- (1) 補助事業申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体の概要書（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）

《添付書類》

- ・定款、規約、会則等
- ・前期の事業実績報告書及び収支決算書
- ・会員名簿
- ・参加店舗の位置がわかる地図[店舗改装を実施する場合のみ]（商店街の区域図等に、参加店舗がわかるよう印をつけてください。）
- ・店舗改装前の写真[店舗改装を実施する場合のみ]

2 補助金交付申請時（補助事業採択通知書受領後）

- (1) 補助金交付申請書（様式第9号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）

《添付書類》

- ・総会又は理事会の議事録（当該事業に賛同したことを証するもの）
- 口座振替依頼票

3 事業計画変更時

- (1) 事業計画変更申請書（様式第11号）
- (2) 変更事業計画書（様式第12号）
- (3) 変更収支予算書（様式第13号）

4 事業終了後（事業が終了した日から10日以内又は3月31日のいずれか早い日まで）

- (1) 補助事業実績報告書（様式第15号）
- (2) 事業実施報告書（様式第16号）
- (3) 収支決算書（様式第17号）
- (4) 精算書（様式第18号）

《添付書類》

- ・領収証書等収支の事実を証する書類またはその写し
- ・成果物、写真

○上記1で指定する様式については、広島市のホームページからダウンロードできます。

○上記2～4で指定する様式については、事業が採択された団体に対して送付します。

10 留意事項

1 事業内容の広報等及び成果発表への協力等について

広く事業内容を公開することにより、商店街の活性化に役立てるため、補助金の交付を受けて実施する事業を広島市のホームページ等で紹介します。また、公開の活動報告会を開催し、その場で事業の成果を発表していただく場合もあります。商店街においても、ホームページや広報紙等を通じて、補助金の交付を受けて実施する事業を積極的にPRしていただきますようご協力をお願いします。

2 補助金対象事業の記載について

補助金の交付を受ける商店街が、印刷物などを作成する場合には、「令和3年度広島市商店街振興事業（商店街活性化事業費補助金）」を活用して作成したことを明記してください。

3 補助金以外の支援について

補助事業の実施にあたり、広島市の後援や公共空間の使用許可などの手続が必要な場合は、関係部署の紹介等を行うこともできますので、お気軽に商業振興課へご相談ください。

4 帳簿等の整備について

補助金の交付を受けた者は、領収証書を整理・保管し、現金出納簿等の帳簿を備え、補助事業の執行に係る収支の額及び補助金の使途を記録してください。また、領収証書及び帳簿については、当該年度終了後、5年間保存してください。

5 中間調査等の実施について

補助事業の中途や実績報告の提出後に、商業振興課が必要と認める場合には、商業振興課が指定する書類の提出を求めたり、活動現場、商店街の事務所等で調査を実施する場合があります。

6 虚偽の申請等があった場合について

虚偽の申請があった場合、申請者の都合により補助事業の実施が困難になった場合などには、申請者に対し補助金の全部もしくは一部の返還や是正措置の実施を命じることがあります。

7 施設・備品等の維持管理について

補助事業終了後の施設・備品等改修費や施設運営費（水道光熱費、人件費、賃料等）は補助金の交付を受けた申請者や施設の運営者自身が負担することとなります。補助事業終了後に、本市がこれらの費用を負担することはありませんので、事業内容をよく精査したうえでの申請をお願いします。

8 情報公開等について

申請者から提出された書類等については、個人情報保護法、広島市情報公開条例及び個人情報保護条例等の規定に基づき、取り扱います。また、提出された書類等は原則返却いたしませんので、商業振興課から問い合わせがあった時に対応できるよう、提出前に必ず写しを取り、保管するようにしてください。

9 補助金交付終了後の事業効果等の報告について

商店街への補助金交付終了以降の年度において、事業効果や実施状況に関する報告を求められますので、ご協力をお願いします。

11 商工会議所・商工会・中小企業支援センターの連絡先一覧

| 機関名 | 住所 | 連絡先 |
|--------------------------------|--|--|
| 広島商工会議所 (商業振興課) | 〒730-8510 中区基町5番44号 | 電話：082-222-6691 FAX：082-222-6006 Eメール：shogyo-team@hiroshimacci.or.jp |
| 祇園町商工会 | 〒731-0138 安佐南区祇園二丁目48番7号 | 電話：082-875-3476 FAX：082-875-6245 Eメール：gion@hint.or.jp |
| 安古市町商工会 | 〒731-0123 安佐南区古市三丁目24番22号 | 電話：082-877-1180 FAX：082-876-0593 Eメール：yasufuru@hint.or.jp |
| 沼田町商工会 | 〒731-3164 安佐南区伴東四丁目18番6号 | 電話：082-848-2869 FAX：082-848-2895 Eメール：numata@hint.or.jp |
| 広島安佐商工会 | 〒731-0221 安佐北区可部三丁目26番22号 | 電話：082-814-3169 FAX：082-815-1456 Eメール：hiroshima-asa@hint.or.jp |
| 高陽町商工会 | 〒739-1751 安佐北区深川五丁目21番21号 | 電話：082-842-0186 FAX：082-845-0939 Eメール：koyo@hint.or.jp |
| 広島東商工会 | 〒739-0321 安芸区中野五丁目20番3号 | 電話：082-892-0873 FAX：082-892-2656 Eメール：hiroshima-higashi@hint.or.jp |
| 五日市商工会 | 〒731-5128 佐伯区五日市中央四丁目15番3号 | 電話：082-923-4138 FAX：082-923-2994 Eメール：itukai@hint.or.jp |
| 広島安芸商工会 (船越支所) | 〒736-0081 安芸区船越四丁目28番3号 | 電話：082-823-2754 FAX：082-823-2793 Eメール：hiroshima-aki@hint.or.jp |
| (公財) 広島市産業振興センター 中小企業支援センター | 〒733-0834 西区草津新町一丁目21番35号 (広島ミクシス・ビル内) | 電話：082-278-8032 FAX：082-278-8570 Eメール：assist@ipc.city.hiroshima.jp |

※ 広島商工会議所、各商工会については、商店街等の主たる事務所の所在地を対象地区とする機関を選択してください。対象地区が不明な場合は、広島市商業振興課（1ページ参照）までお問合せください。

※ その他、申請者が独自で選定した専門家を活用することもできます。